

交通法

岡本 友子

交通法（海上交通・航空交通は除く）学界では、今年度の成果の一つに、交通事故紛争処理センター編『交通事故賠償の法理と紛争処理』（ぎょうせい）、以下『法理と紛争処理』とする）、『交通事故賠償 重要判例の解説』という二巻の創立二〇周年記念論文集がある。保険関係では、田中誠二監修『損害保険の法律問題』金判九三三増刊（経済法令研究会、以下『金判九三三』とする）、創立六〇周年を記念し、香川高編『損害保険論集』（損害保険事業総合研究所、以下『損害保険論集』とする）が公刊された。

一 日本交通法学会

本年度の総会は平成六年五月二八日に日弁連で開催された。平尾收「AT車の暴走事故について」は、人間の「刺激（S）に対する反射的反応（R）」に適合

的な操縦法を教育訓練に反映させることを提案した。松富泰生「放置自転車法について」は、放置自転車の実態と弊害、

現行の対策方法および法的問題に触れた上で、改正自転車法の概要を報告した。これと関連し、徳本伸一「放置自転車に関する法的問題点」（金沢三六・一一二）は、大量の放置自転車の撤去処分につき民法上根拠づけが困難と指摘する。さらに、権木緑司「自転車交通の整理及び事故防止上の諸問題」は、自転車の事故状況と防止対策、被害者救済・補償制度の確立等について報告した。

シンポジウムは「交通事故の裁判外紛争処理解決について」のテーマの下、加藤一郎「アメリカのADR（訴訟外の紛争解決方法）」について、倉田卓次「交通事故紛争の仲裁による処理について」、高野真人（財）日弁連交通事故相談センターの示談斡旋・審査業務の実情と問

題点、松代隆（財）交通事故紛争処理センターについて」の各報告がなされた。

当学会には人身賠償補償研究会が設けられている。平成五年二月一七日に、南敏文Ⅱ大工強Ⅱ湯川浩昭「平成五年度における東京地方裁判所民事二七部の裁判例の動向」が報告された（判タ八四二）。法人役員の休業損害および逸失利益の算定、企業損害についても検討された。一部重複するが、南敏文「最近における東京地裁交通部の事件の概況」（民事法情報九二）もある。平成六年四月一五日に段匡「中国における交通事故の損害賠償」（判タ八四三）、七月一五日に阿部満「川崎公害訴訟における共同不法行為論」の各報告がなされた。前者は事故発生地の経済水準で被扶養者への損失を算定し、事故の九〇パーセント以上が公安機関の調停で解決される等の中国交通

事故賠償の特質を示し、後者は横浜地川崎支判平成六年一月二五日（判時一四八一）を素材に大気汚染公害の共同不法行為論を考察した。一〇月七日に、横田裕美「搭乗者傷害保険と損害賠償額の算定」が報告された。本年はこの問題に関する論稿は豊富で、小賀野晶一「搭乗者傷害保険と損害賠償額」（金判九三三）、金澤理「搭乗者傷害保険金と損害賠償」（『損害保険論集』所収）、洲崎博史「定額保険と損益相殺」（龍田節Ⅱ森本滋編『商法・経済法の諸問題』商事法務研究会所収）、吉成昌之「搭乗者傷害保険金給付と損害賠償額の減額の可否」（『法理と紛争処理』所収）が見られる。小賀野・吉成両論文は慰謝料で斟酌し、金澤論文は調整困難とし新自動車保険システムを再提案する。洲崎論文は現行解釈論で控除を試みる。

人身賠償補償研究会には因果関係部会もあり、平成五年一月一〇日に藤村和夫Ⅱ山内春夫「高血圧の既往症を有する被害者の損害算定」が報告された（判タ八四九）。これは、医学的因果関係および法的因果関係の観点から名古屋地判平成四年七月二九日を批評する。平成六年三月九日に、「割合的解決の定着」のテーマの下、伝統的因果関係と割合的因果関係との比較検討を行う報告がなされた。野村好弘「問題の所在」、渡辺富雄

「寄与度の考え方」、小賀野晶一「割合的因果関係論」がそれである（判タ八四七）。なお、小賀野晶一「割合的因果関係論の基礎的考察」（『法理と紛争処理』所収）がある。六月一七日に、藤村和夫「住宅火災保険災害保障特約における死亡と火災との因果関係」、山内春夫「火災避難時の損傷に基づく圧挫症候群による死亡の可能性」が報告された。

二 日本賠償医学会

第二三回研究会は平成五年一月二日四日広島で開催され、小嶋亨「自殺の判定」、渡辺富雄「交通事故被害者の自殺に対する判例理論の推移と事故の寄与度」、手嶋豊「交通事故被害者の自殺に関する法的課題」、塚田敬義「医療水準と期待権」の各報告がなされた。この自殺を中心とする報告については、最高裁が九月九日に事故と被害者の自殺との間に相当因果関係を認める判決を下しており（判時一四七七）、時宜を得たものである。第二四回研究会は平成六年六月四日明治大学で開催され、小島武司「紛争解決制度の新展開と賠償科学」、濃沼信夫「医療費をめぐる諸問題——医の立場から」、江口保夫「医療費をめぐる諸問題——法の立場から」、段匡「中国の損害賠償における因果関係」の各報告がなされた。

三 単行本・論文等

加茂隆康『交通事故賠償』（中央公論社）は、新書版ながら中身は濃く、実務家として経験豊富な著者が交通事故の賠償問題にスポットをあて、過剰診療や鞭打ち症の実態、外国人被害者への補償等の今日的な問題を取り上げつつ、紛争に至る要因を分析し被害者救済へのよりよい指針を探ろうとするものである。格好の入門書となろう。

1 責任論

運行供用者責任につき、石外克喜「運行供用者の認定基準（元請・下請）」、川井健「運行の範囲」、藤村和夫「共同運行供用者」、星野茂「自動車損害賠償保障法三条ただし書による免責について」（以上『法理と紛争処理』所収）がある。石田満「運転代行業者の運行供用者責任と許諾被保険者性」（損保五五・三）、伊藤文夫「運転代行業者と運行供用者責任」（金判九三三）は、依頼者たる顧客の自賠法上の他人性に関し、前者は肯定し後者は特段の事由がない限り否定する。

駐車車両の責任については昨年同様論稿が多い。野村泰弘「駐車車自動車の民事責任」（徳山大学論叢三九）、同「駐車車自動車に対する追突と過失相殺」（同

四〇）は駐車車と追突車との責任関係を論じ、尾島茂樹「違法駐車車両に起因する交通事故の民事責任」補論（椋山女学院大学研究論集二五）は違法駐車させない動機付けの一つとして不法行為責任を用いることを論じ、川口雄市「駐車違反の責任」（『法理と紛争処理』所収）も同様の観点から駐車違反車の責任を厳しく捉える。乙部哲朗「違法駐車等防止条例の検討」、同「違法駐車等防止条例の制定とその内容（資料）」（以上神院二四・一）は違法駐車の上の規制を考察する。

原因競合の問題では、本田純一「交通事故と共同不法行為」、稲垣喬「交通事故と医療過誤」（以上『法理と紛争処理』所収）がある。

2 損害論

賠償範囲に関し、瀬川信久「交通事故の被害者がその後水死した場合、逸失利益の賠償は死亡時までに限られるか」（判タ八二四）、大塚直「後遺症確定後に死亡した被害者の逸失利益」（判タ八二五）がある。前者は東京高判平成四年一月二六日（判時一四三九）の批評であり、後者は原審を契機とする研究である。

賠償額の算定につき、鷹取重信「逸失利益の算定における東京地裁方式と大阪地裁方式」は年少者は前者で有職者は後

者で統一することを提案し、佐川房子は「交通事故損害賠償における男女間格差」は男女平等の理念に従い検討する（以上「法理と紛争処理」所収）。二本雄策「逸失利益は正しく計算されているか」（ジュリー〇三九）は、経済学的視点から逸失利益の男女格差問題につき賃金センサスの平均給与を基に算定する意味とその誤りを指摘する。

外国人に対する賠償問題につき、北河隆之「外国人の損害賠償額の算定」（金判九三三）、加藤一郎「外国人の人身被害に対する損害賠償額の算定」（『法理と紛争処理』所収）、倉田卓次「不法就労外国人と人身損害の諸問題（講演）」（判タ八四四）がある。日本人並にするのは困難とする見解が多い。

その他、佐々木猛也「後遺障害の有無と程度に関する認定」、今泉純一「後遺障害の逸失利益（脾臓や腎臓の摘出）」、松代隆「植物人間の損害の算定」、長谷川朝光「年金の逸失利益」、吉岡進「損害賠償額の算定（精神障害者の場合）」、辻本公一「ホームレス」、菅原勝伴「評価損」（以上「法理と紛争処理」所収）がある。小賀野晶一「醜状障害の損害算定」（判タ八三五）は、被害者の生活再建という視点を重視し生活能力喪失説を提唱する。また、田中淳子「事実婚法理の展望」（愛知学院大学大学院法研会論

集一一・一）は、重婚的内縁配偶者の賠償請求の可否につき検討する。
賠償額の調整に関し、松原哲「明治・大正期における過失相殺論（出）」（高岡五・一一二）は、わが国の過失相殺理論を史的に検討するものである。ほかに、船辺治朗「自転車の過失相殺」、北河隆之「高速道路上の事故における過失相殺」、前川渡「シートベルト・ヘルメットについての過失相殺」、渡邊真一「視覚障害者（全盲者）の過失相殺率」、本田兆司「好意同乗に関する広島地裁判決の損害額減額事案の考察」（以上『法理と紛争処理』所収）がある。羽成守「遺族年金と損害賠償額」（金判九三三）、森茂雄「加藤厚「各種年金と損益相殺の実務」（『法理と紛争処理』所収）は重複填補の問題を扱う。

3 保険

自動車保険につき、金判九三三には、大羽宏一「自動車保険の基本的構造」、稲葉威雄「保険契約者に対する保険者の説明義務」、塩崎勤「自動車保険における「配偶者」、山野嘉朗「保険者に対する直接請求」、神田洋司「自賠責保険査定の拘束力」が収められている。また、武田昌之「自動車損害賠償責任保険契約（強制および任意）」における直接請求と因果関係」（『損害保険論集』所収）は、民事交通事故訴訟と自動車責任保険との

関係につき再考を促すものである。弥永真生「故意による事故招致免責条項に関する一考察」（損保五六・一）は、家用自動車保険契約における故意による事故招致免責条項の解釈に関し、当該原因行為から現実の損害が発生する高度の蓋然性の有無により保険者の免責の可否を決定することを主張する。

4 外国法

英・仏・独およびアジア主要国の交通事故賠償を紹介するものとして、『法理と紛争処理』には、新美育文「イギリスの慰謝料算定指針」、北原宗律「フランスの交通事故損害賠償制度」、土田哲也「ドイツの自動車事故による人身損害の救済制度について」、野村好弘「于敏「中国における交通事故の損害賠償法」、徳本鎮「蘇惠卿「台湾における自動車交通事故の損害賠償」、李源「野村好弘「韓国の自動車事故賠償制度」、スニー・マリカマル「野村好弘訳「タイにおける交通事故の損害賠償法」、野村好弘「インドにおける自動車事故の損害賠償法」、同「シンガポールの損害賠償法」が収められている。これまであまり研究のなかったアジアの状況を知ることができ貴重である。さらに、山野嘉朗「フランス交通事故法をめぐる諸問題（4）完」（愛学三五・三〇四）は、自動車保障基金について考察する。竹濱修「ドイツ自

動車保険における事故発生後の義務と詐欺的請求」（立命二三一―二三二）は、最近のドイツにおける議論を踏まえつつ、わが国自賠責保険における保険契約者の事故後の義務違反の問題について検討する。

5 その他

室城信之「福田守雄「道路交通法の一部を改正する法律について（5）完」（警論四六・一〇）、同「道路交通法の一部を改正する法律」（法資一四二）、室城信之「運転免許の有効期間へのメリット制の導入等」（時法一四七〇）は、平成五年の改正道路交通法の概要を解説する。水野正「ドイツ刑法一四二条とわが国の道路交通法七二条の比較法的考察（2）完」（日法五九・一）は、ドイツとの比較によりわが国道路交通法七二条の問題点と課題を探るものである。第二次交通戦争に立ち向かう刑事政策の現状と問題点につき、「特集／交通犯罪」（罪罰三一・一、ひろば四七・一）、松田章「交通犯罪の現状と対策」（研修五四六）がある。（おかもと・ともこ）

静岡大学法経短期大学部助教授